

第8章 介護保険事業計画の進行管理

1 介護保険事業計画の進行管理等

介護保険事業計画の進行管理は、介護保険事業計画推進委員会が行います。

介護・医療などに造詣の深い学識経験者や地域から公募された被保険者等で構成されたこの推進委員会では、要介護者等の人数の推移や施設及び居宅サービスの利用状況、介護サービスの質など介護保険事業計画の達成状況を分析評価し、介護保険制度の適切な運営に向けての進行管理を行います。

また、関係市町において実施する各施策については、実施する関係市町において、それぞれの「主要施策報告書」や「事業評価システム」などを用いて目標設定及び評価を行うこととします。

2 介護保険事業計画の見直し

介護保険事業計画は、3年ごとの計画期間で策定されるもので、この第7期介護保険事業計画では、平成30年度から平成32年度までを計画期間としています。

しかし、計画期間中に介護保険法等の改正などにより、計画が現状と大きく乖離することが明らかとなったときは、必要に応じて、厚生労働省、愛知県及び介護保険事業計画推進委員会の意見をもとに、事業計画の見直しを行います。

また、平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間中に、平成33年度から3年間の次期計画となる第8期介護保険事業計画を策定します。